The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「蔵俊僧都作」『類集抄』について
Author(s)	劔持, 雄二
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 1982, 16, p. 1-19
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47754
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「蔵俊僧都作」『類集抄』について

劔持雄二

本論は、興福寺の僧蔵俊が編纂したとされる『類集抄』なる資料を紹介しようとするものである。蔵俊に関しては『今昔物語集』の編者とする説も現われているが、[1]その問題を離れてもこの資料は、興福寺に伝存していた諸経論疏や『冥報記』などの説話的資料の本文を知る上でも、またそこにおける信仰の状況の一端を知る上でも、さまざまな意味をもっている。以下、研究の足がかりとして、いくつかの問題点について論じてみたい。

一

ここで紹介しようとする『類集抄』については、すでに大屋徳城氏の『日本仏教史の研究（1）』（東方文献刊行会・昭和三年）所収の「因明の集成家蔵俊」の中で紹介されている。次にその全文を引用しておきたい。

釈迦尺第一より恒伽達縁六十四まで六十四種の解や説話を集めしものにして、諸経編疏閲覧の序種々抜萃したるものゝ如く、『谷響集』『古今著聞集』等に似たり。中には『瑞応伝』『冥報記』等の名も見え、大黒天神法第九には、嘉祥寺僧神愷記、過去七仏事第十一には、興福寺守朝撰と記せり。旧高倉学寮本の表紙には「類集

抄蔵俊僧都作浄実」とあり。(2)

右本文の「旧高倉学寮本」は現在見ることができないが、それをかなり正確に写したと考えられる明治期の写本（各頁13行の罫紙に毎行20字ずつ写されている）が現在大谷大学図書館に所蔵されている。『仏書解説大辞典』（『国書総目録』も同様）によれば、「類聚抄　②一巻③存④蔵俊（長治元―治承四 AD 1104－1180）⑨写本、谷大（余大一五九七）」とあって、この一本のみの所在が記されている。内容的にも右の大屋氏の紹介と異なる所がないと思われる。

まず本書の編者とされる蔵俊については、大屋氏の右の論文に詳しいし、注(1)田口氏の論文にも『今昔物語集』（以下『今昔』と略称）編纂の中心人物ではないかとして紹介されている。ここでは仏教史的な位置づけも含んだ富貴原章信氏の『日本中世唯識仏教史』（大東出版社　昭和50年）の記述に沿って、蔵俊のおおよその像を見ておきたい。

『興福寺別当次第』巻二（『大日本仏教全書』一二四、P23～24）によれば、蔵俊は巨勢氏の出、大和国高市郡池尻村茅屋の子と本文では記すが、権別当権少僧都蔵俊の下の割注には、「凡人、贈僧正、俗姓県中、大和国人也」とあり、貴族ではなく庶民の出身であったとも考えられる。幼くして寺に入り、夜を日についで修学に励んだ。覚晴に師事して唯識因明の秘奥をきわめ、二明の才は時輩を超えていた。仁安三（一一六八）年、65歳で講師をつとめ、安元二（一一七六）年に権律師、三会の探題、治承元（一一七七）年には元興寺別当、同二年には興福寺権少僧都、そして同四年には77歳で示寂している。その一生の間には、すでに地におちていた学問の権威を高め、教学を復興した最初の人物として、不朽の功績を残している。

著作には『唯識論本文鈔』『因明大疏抄』『菩提院抄』『因明本作鈔唯量抄』『唯識比量抄』『法華玄賛文集』『法相

宗章疏目録』などがあり、それらことに前二著からうかがえる著作態度は、「一の問題をあげ、そしてこれに必要な経文論文疏文などを引用しながら、これに対し著者の意見・決択を加えぬという」（富貴原氏前掲書P32）ものであった。

一方、伝蔵俊作とされるものに『百法問答抄』や『大乗法相宗名目』がある。前者については当否が決定しにくいが、おそらくは鎌倉時代初期の成立とされ、後者は解脱上人貞慶の弟子璋円の作とする説が有力である。（大屋氏、富貴原氏の前掲書による）

この『類集抄』についても、大屋氏は「伝蔵俊作とも称すべきもの二部あり」と、『大乗法相宗名目』と共に蔵俊の真作でないものとして紹介しておられる。その根拠はしかし明らかにされていない。次にいくつかの徴証から、その成立をめぐる問題に若干の考察を加えてみたい。

『類集抄』は「釈迦一」の一段に始まるが、その中に本文とは全く関係のない古文書が混入し、その題目は「沢良宜庄下司惟宗政元解」とある。内容の概略は、沢良宜庄の下司惟宗政元が名田の領有権をめぐって同じ氏の時賢と争い、その決裁を本所の政所に仰いだものである。年次は「治承五年五月□日」となっていて、すでに「任証文令領掌」との決裁の旨が書きこまれている。

さて、この沢良宜庄であるが『大日本地名辞書』摂津国三島郡の項に「今玉櫛村と改称す。三宅村の東に接し茨木村の南なり。延喜式、島下郡佐和良義神社在り。」とあるように、摂津国の荘園である。『吹田市史』第四巻史料篇Ⅰによれば、「近衛家所領目録」（陽明文庫蔵）の建長五（一二五三）年十月廿一日の項に、次のように見える。

庄々間事

相伝所々

一庄務無本所進退所々（下略）

一寄進神社仏寺所々（下略）

一年貢寄神社仏寺所々（下略）

一庄務本所進退所々（中略）同国（摂津国）沢良宜公頼朝臣（藤原カ）（下略）

右の史料によれば沢良宜庄は、近衛家が本所として庄務の実権を掌握していた庄園の一つであることがわかる。

また、永島福太郎氏の『奈良文化の伝流』（目黒書店　昭和26年）によれば、永仁六（一二九八）年六月六日記の「興福寺年中行事」（大乗院文書）には寺門領として摂津国の条に

吹田庄吉祥御願心経会等料所河南庄竹林院領新屋庄、浜崎庄、甘舌庄、沢良宜庄（下略）

と見え、その項の末尾には

以上十二大会寺料所也、寺務自専所々如此（下略）

との注記がある。この史料の記された13世紀末ごろには、これらの庄園が十二大会の料所として、興福寺の領有する所、もしくは荘務の権利の一部を有していた所となっていたことがわかる。

しかし少なくとも、「近衛家所領目録」によれば、惟宗政元が沢良宜庄の名田をめぐって解文をさし出した治承五年の段階においては、近衛家がこの荘園を本所として領有していたことは間違いない。従ってこの解文は近衛家の政所にさし出されたことになる。ただこうした名田をめぐる争いなど、直接庄園領主に関わりのない訴訟の決裁の文書は、当事者こそ大切に保存しても、決裁する政所においては長期にわたって保存されることはなかったとい

う。[3] この文書も治承五年を去ることそう遠くない頃に、紙背を利用されることとなったのであろう。

荘園関係の裏文書が興福寺に遺されている一例として『平安遺文』所収の「興福寺本信円筆因明四相違裏文書」をあげておきたい。信円（僧正）は九条兼実の実弟で貞応三（一二二四）年、72歳で没している。彼が『因明四相違』を書写するのに用いた文書は、最も古いものが天養元（一一四四）年、最も新しいものが承安元（一一七一）年の年次を示している。かりに信円最晩年の書写として、新しいものでは50年ほど前の文書を用いたことになる。実際はもう少し早い時期の利用だったのだろう。またこの例からも、藤原氏と極めて関係の深い興福寺に住した蔵俊の著作が、近衛家の荘園文書の裏を利用して写されていることが納得されよう。

問題はこの文書の年次が「治承五年五月」と、蔵俊の没年の翌年となっていることである。現在の写本の親本が原本に依っているとすれば、編者は蔵俊ではありえないことになる。しかし表紙の「蔵俊僧都作」という記述に従うとすると、この大谷本の『類集抄』は少なくとも三度他者によって書写されたことになる。

一度目はこの治承五年の文書の裏に書写した時で、二度目は本文に加えその裏文書まで書写してしまった時、三度目は現在見られる明治期の写本の書写ということになる。また、やはり表紙に見える浄実という人物は、そのうち一度目か二度目かの書写を行なった人物と考えられる。

この浄実について、今のところ四人の人物がわかっている。一人は『平安遺文』補一〇一号の「僧浄実垣内処分状」（応保三〈一一六三〉年三月）に見える浄実（どの寺の僧か不明）。二人目は『尊卑分脈』内磨公孫の項、藤原資宣（正応五〈一二九二〉年、69歳で没、号後民部卿正二位、参議）の八男の浄実。三井寺の僧で法印、権大僧都と歴任している。

三人目は天正五（一五七七）年書写の『般若心経幽賛』（基窺造、東大寺蔵本）の奥書に見える人物。[4] 四人目は『蓮成院記録』四（辻善之助氏編『多聞院日記』第五巻の付録）に天正十七（一五八九）年五月十六日の維摩会の聴衆の中に「東大寺衆　唄役」五人のうちの一人として「浄実了識房法印権大僧正上生院」と見える人物である。

かりに一度目の書写が浄実によるものだとすれば、一人目の浄実は年代的に無理であろう。二人目の浄実は年代的には可能であるが、三井寺の僧であったということが一つの障害となる。初めに見たようにこの『類集抄』は現在伝本がただ一本のみで、早い時期から他寺に持ち出されたとは考えにくいし、法相教学の編著でもない私的な抜き書きのような資料だけに一層その可能性はうすい。

一方、二度目の書写が浄実によるものだとすれば、前二者は年代的に不適格となろう。この裏文書は前後逆に写されていた。袋綴じの折り目がすりきれて紙が分かれてしまったのを、本文とは無関係な文書とは気がつかなかったのか、そのまま書写してしまったものと考えられれる。これを写したのがかなり時代の下る人物であることの傍証となろう。

以上のような所から、今の段階では天正年間の記録に残る二人の浄実のいずれか（あるいは同一人物かもしれない）が二度目の書写をしたと考えるのが妥当であろうと思う。

一度目の書写については不明である。ただ近衛家第二代基通の第十子実信が興福寺一乗院に入り、以後一乗院は近衛家から子弟を迎えることになるのだが、その実信の師にあたる信円僧正（前出）が『興福寺別当次第』によれば、蔵俊に師事していた。近衛家と蔵俊とが細い糸で結ばれていたことになるが、今はこれ以上の関係は不明だという他ない。

『類集抄』の成立を考える上での問題点として、次に依拠資料に見える人物名について考えてみたい。大屋氏の指摘のように、「大黒天神法第九」には「嘉祥寺僧神愷記」、「過去七仏事第十一」には「興福寺守朝撰」とある。

まず神愷について。この人物は『密教大辞典』に七七九年頃の人として「支那唐代の人、嘉祥寺に住し、代宗の大暦年中大黒天神法一巻を撰す。」とあるのみである。これは彼の著書『大黒天神法』（大正蔵21）から知りうる限りのことである。

次に守朝について。『僧綱補任』（平林盛得氏他編『僧歴綜覧』笠間書院　昭和51年）によれば次の通りである。

天延二（974）年、竪者〔四十三〕

寛和元（985）年、講師、五月七日宣、法相宗、興福寺、〔五十二〕

（彰考館蔵二冊本には「年五十五、臘四十一、大宅氏、五月十九日請、空晴弟子」とする。）

また、『本朝高僧伝』巻九（日仏全一〇二、P187上）には「不レ詳二姓氏一、賀州山田郡人也（中略）撰述尤多、有二中辺論私記九巻、観普賢経玄賛三巻一」とある。以上の二人は、蔵俊よりもかなり前の人物であった。

『類集抄』の依拠資料に見える人物名には他に、「薬師二」に明詮の名が見える。それは標題と本文との間に次のような割注の形で現われる。

明詮僧都□（虫損）文依為不室参籠春日祈依春日玻寧□（虫損）賀蔵也

これだけの文章では内容を十分につかむことができないが、おそらくは明詮僧都が病に伏した時、春日神社において薬師の不思議力を祈請した、祈願文だというのであろう。

明詮は『僧綱補任』（同前）によれば、

嘉祥二（八四九）年、講師、元興寺、桜井王孫、大原氏、〔六十一、一云六十五〕
仁寿元（八五一）年、権律師、七月十七日任、已講労〔六十三、超上已講五人〕
同三年、少僧都、十月壬午日任〔六十五〕
貞観六（八六四）年、大僧都、二月十六日任、〔七十六〕
同十年、入滅、五月十六日、転法輪功過他人〔生年八十〕

以上のような経歴である。著書は『諸宗章疏録』（日仏全一）に『四明違記』二巻の名が見える（本文欠）。

この「薬師二」は明詮あるいはその周辺の人物の手になると考えられるが、『類集抄』では「文殊四」から「毘沙門七」まで、いずれも標題の下に「同人」と注記がある。この四段が先行資料の引き写しであることを示しているのであろうが、「不空羂索五」の文中に「今為藤原氏末葉法相学者」とあるように、この四段は藤原氏出身の僧によるもので、明詮の作でも蔵俊の作でもない。すぐ前の「弥勒三」には作者の注記がなく、これらが誰の手になるものか不明である。なお検討を要するところである。

以上、『類集抄』の編者等をめぐるいくつかの問題点について考えてみたが、蔵俊作だというはっきりした証拠もまた反証も見出せない。治承五年の裏文書の存在も、『類集抄』の成立の古さを裏づける反面、場合によっては蔵俊作への反証ともなりうる。が少なくともこの資料が法相宗の勢力圏内、おそらくは興福寺で成立したことは疑いないであろう。

この蔵俊という人物には、すでに見たようにいくつかの伝蔵俊作ともいえる著作がある。現在知られているそれらの資料は、『大乗法相宗名目』や『百法問答抄』といった、教学面の入門書ないしは百科全書的なものであるが、

この『類集抄』は後で紹介するように、百科全書的な性格をもちながら説話を多く収録したもので、また「釈迦一」「薬師二」「弥勒三」などに見られるように、法相宗の信仰のありようを色濃く反映したものでもある。そうした資料が興福寺の中で成立していたことは、蔵俊の真作か否かは別として、注目すべきであろうと考える。

またかりに蔵俊の真作とすると、『今昔』の成立したと一般に認められている一一二〇年代とほぼ同時代の成立ということになって、[5]一層その存在の意味が大きくなる。

ともかく、ここでは表紙の記載に従って一応蔵俊の著作として、以下『類集抄』の内容について考察を加えてみることにしたい。

二

『類集抄』は長短あわせて66の章段によって構成されているが、各段の標題は次の通りである。

一、釈迦　二、薬師　三、弥勒　四、文殊　五、不空羂索　六、不動
七、毘沙門　八、二八月彼岸証文　九、大黒天神法　十、請賓頭盧法
十一、過去七仏事　十二、善財童子地位　十三、読誦法華経所普賢来事
十四、香花幡蓋事　十五、供養師事　十六、為亡者修善事　十七、八福田事
十八、不別請戒事　十九、六斎戒事　二十、僧常随十八物事
二十一、以蓮華供養三宝最勝諸花事　二十一(マヽ)、花天宝蓋遅父母伝
二十二、師子王堕井為野干所救　二十三、象王供養仏

二十四、龍持一日戒為人所剝生忉利天　二十五、虱依坐禅人約飲血有時節
二十六、俱生神事　二十七、雪山毒虫事　二十八、遺骨書仏名功徳事
二十九、依父母善根子脱苦事　三十、阿弥陀経翻訳時代
三十一、以恵為頭以信為手事　三十二、舎衛国給狐独事
三十三、穢土菩薩権声聞実事　三十四、菩薩声聞不同云事
三十五、舎利弗目連證果事　三十六、離波多亦仮和合亦室皇
三十七、憍梵波提者　三十八、樹提以栴檀鉢献仏弟子事
三十九、迦留陀夷事　四十、不休息菩薩事　四十一、恒河五義事
四十二、曇鸞法師　四十三、道珎禅師、四十四、道綽禅師事
四十五、慳貪婆羅門夫婦呑金銭事　四十六、墓塔中亡魂有無事
四十七、可祭亡魂事　四十八、偖子物母成馬事
四十九、亡主冥途具奴婢棄馬事　五十、大山府君事
五十一、観世音菩薩除病事　五十二、五十亀報恩与金銭助命事
五十三、看病送終　五十四、証果後尚有余習事　五十五、薬王
五十六、涅槃経聞法　五十七、薄倶羅小欲　五十八、仏要功徳事
五十八(マヽ)、賓頭盧　五十九、大般若経事　六十、菩薩大慈悲
六十一、菩薩不捨衆生事　六十二、八大塔　六十三、梨軍支比丘
六十四、恒伽達縁

本文の文体はいずれも正規の漢文体で、時に返り点や送り返名が付されていることがある。

各段の構成は、単一の説話・経論疏よりの引用で形成されている場合と、いくつかの経論疏よりの長短さまざまの抜き書きによって形成されている場合と、大きく分けて二種類ある。

冒頭の「釈迦一」は後者の方の構成を見せる。全体は釈尊の功徳の偉大さを述べ、すべての衆生が釈尊に帰依することによって正覚を得ることができるとする。そこに引用されている経疏類は、『成唯識論述記』『成唯識論了義燈』『観仏三昧海経』『悲華経』『大集経』などで、長くて5行、短い場合は1行ほどの引用をもって全体が構成されている。その引用態度はおおむね原典に忠実で、編者自身の文章もそれら引用文献の内容を大きくはみだすものではない。(6) 一例をあげておく。

観仏三昧経云読二方等大乗(経)一作五逆罪一犯二四重禁一偸二僧祇物一婬二比丘尼一破二八戒(斎)一。作二諸悪事一種種邪見如是等人若能至心一日一夜。。。。(称念在前)。観二釈迦如来(仏)一相好一者諸悪罪障皆悉消滅(滅尽)云云（傍注は『仏説三昧海経』巻九の本文≪大正蔵15、687ｂ≫返り点は『類集抄』本文のものを参照した。）

こうした引用態度は以下の各段においても共通して見ることができる。

単一の資料によって形成される段においても、原典に対する忠実さは共通している。典形的な例として第22段の冒頭をあげておく。

過去世近雪山下。有師子獣王(住)。。作五百師子王(主)。是師子王後時老病痩眼闇。在諸師子前行。堕空井中。五百師子皆捨去。尓時。。。。。(去空井不遠)有一野干。（下略）（傍注は『十誦律』巻三十六の本文≪大正蔵23　264ａ≫読点もそれによった。）

これらの引用説話は資料の関係から、天竺・震旦のものに限られている。

『類集抄』全体の構成は、「諸経論疏閲覧の序種々抜萃したるものゝ如く」と大屋氏の紹介されるように雑纂的と見られるが、第20段までが複数の資料により構成されていて、第21段以降から単一説話の段も現われる。また第9段までに限ると、釈迦・薬師に始まって、弥勒・文殊・不空羂索・不動・毘沙門・大黒天神と、如来・菩薩・明王・天部の順番に配列されている。また第22～25段がジャータカを含む動物話、第33～40段が菩薩・声聞と仏弟子関係の話といったように、部分的には漠然とした構成意識が見られる。

これまで見てきたように、『類集抄』には説話もしくは説話的要素が少なからず含まれている。次にそのうち最も重要な問題を含むと思われる『今昔』との同・類話をあげて考察を加えてみたい。

『今昔』との同・類話は、今までわかっているだけで10話余りある。『類集抄』の段の順序によってあげてみると次の通りである。

『類集抄』			『今昔』	
段	説話内容	出典	巻・番号	出典
3	弥勒、十七地論を無著に与う	『大唐西域記』阿喩陀国の条	巻四―26	同上
4	文殊、誕生のこと	『広清涼伝』	巻三―2	『三宝感応要略録』下1
32	祇園精舎の建立	『賢愚経』巻十	巻一―31	『法苑珠林』巻三十九 『経律異相』巻三―2など

	『類集抄』	『今昔』	
35	舎利弗目連証果を得	『仏地論』	巻一―9	『賢愚経』巻十―48など
42	曇鸞のこと	『瑞応伝』	巻六―43	『三宝感応要略録』中25
43	道弥のこと	同　右	巻六―40	同　右　中24
48	子の米を盗みし母馬に生まるること	『冥報記』下―16	巻九―17	同　上
49	亡主に殉死させられし奴婢のこと	同　右　下―4	巻七―31	同　上
50	太山府君のこと	同　右　中―1	巻七―19	同　上
52	五十の亀が恩に報いしこと	同　右　上―11	巻九―13	同　上
54	証果得し後に尚余習あること	『大智度論』巻二十七	巻三―4	『経律異相』巻十四―7
64	恒伽達のこと	『撰集百縁経』巻十―98	巻二―25	『賢愚経』巻一―6

注　『今昔』の出典は日本古典文学大系本頭注に従った。これらの多くは本来の出典ではなく、原拠にすぎないが、参考までにあげておく。

このうちで3・35は『今昔』の記述がきわめて短く、32・42・43・52・54・64は同じ話であるが出典を異にしている。これらの場合、42・43は『瑞応伝』（『今昔』はそれを引く『三宝感応要略録』）によっているし、52は『冥報記』（『今昔』はそれを源泉とする和文的資料）によっている。64は『撰集百縁経』（『今昔』はそれ≪『賢愚経』もほぼ同文≫を源泉とする和文的資料）によっている。このように『類集抄』は『今昔』の出典の源泉となる資料

を用いていることがわかる。

なお4に関しては、『今昔』の出典『三宝感応要略録』が引く『広清涼伝』が、『類集抄』の引用部分を見る限り前者と同文なので、いずれによっているのか決めがたい。

したがって、『今昔』と出典を同じくしているのは、『冥報記』出典話の48・49・50の3段ということになる。『今昔』が用いた『冥報記』の本文は、前田家本に非常に近い系統のものであることがすでに指摘されている。(7) ここでは、その本文系統の問題もあわせて考えるために、『冥報記』を出典とする5段をまとめて扱うことにする。対校に用いた本文は、高山寺本・知恩院本は大正新脩大蔵経の本文および校異により、前田家本は尊経閣影印叢刊本によった。

試みに第48段について見てみると、まず「冥報記下」の標題が、前田家・知恩院・『類集抄』の三本以外は「巻下」と「巻」の字が加わっていること、本文では「一旦忽語人」の「語」が『類集抄』本以外では「謂」になっていること、「何太非理相苦也」の「何」が前田家・『類集抄』の2本以外「可」になっているなど、細かな異同も含めて校合してみると24カ所の異同が確認できた。そのうち『類集抄』のみの本文が9カ所、前田家本のみが3ケ所、高山寺本・知恩院本もそれぞれ3ケ所ずつ、『類集抄』と前田家本の一致が7ケ所、『類集抄』と知恩院本との一致が3ケ所、それら三本の一致が2ケ所という結果となった。

これで見る限りにおいて、『類集抄』は独自本文を多くもつが、同時に前田家本との共通本文が多いことも目につく。また知恩院本は上・中巻において、前田家本との一致が多い（下巻は高山寺本と一致し、上巻は高山寺本とも近い）とされるので、この三本を中心に五つの話における本文の異同状況を探ってみると次の表のようになる。

類集抄の段数	前田家本の巻序	独自本文 類	独自本文 前	独自本文 知	二本の一致 前・類	二本の一致 類・知	二本の一致 前・知	三本の一致	異同総計
48	下16	8	3	3	7	4	3	2	24
49	下4	8	6	1	11	5	6	5	25
小計		16	9	4	18	9	9	7	49
50	中1	14	9	8	10	7	7	5	39
51	中6	5	1	2	8	5	4	4	15
小計		19	10	10	18	12	11	9	54
52	上11	8	11	1	19	17	12	11	48
計		43	30	15	55	30	32	27	151

注　タテ軸の総和は重複があるため、異同総計とは一致しない。

右の表は、それぞれ各話・『冥報記』の巻を同じくする話・全5話について、この三本の独自本文の数・二本に共通する本文の数・三本に共通する本文の数・本文異同の数を示したものである。この結果によれば、第52段を除いて独自本文は『類集抄』が多く、二本ごとの関係では前田家本と『類集抄』との一致が常に最も多い。『冥報記』の巻ごとに見ると、巻下（第48・49段）については、『類集抄』と前田家本との一致が18と、その他（ともに9）の2倍であるし、三本の一致も7と総計49の七分の一に過ぎない。一方巻中・上（第50・51・52段）においては、

その差が縮まっている。この傾向も川口氏の指摘される前田家・知恩院本の異同関係に対応している。(8)

このように、『類集抄』所引の『冥報記』の本文が、前田家本に非常に近く、しかも多くの独自本文を含んでいることがわかったが、問題はその異同の質である。次に『今昔』の本文との対応関係において、これらの異同のもつ意味を考えてみたい。

まず第48段において、子の米を盗んだため死後馬に生まれかわった母親が、娘の前に生前の姿で現われて息子に鞭で打たれたことを嘆く一節で、『今昔』は「何ソ甚ダ理ニ非ズシテ苦ヲ受ケム」（本文は日本古典文学大系本。以下同）とするのを、『冥報記』では「可太非理相苦也」とする。この圏点をつけた「可」の字が『類集抄』と前田家本では「何」となっていて『今昔』と一致する。その後、息子が馬に乗って家に帰ってくると、その妹にあたる娘が先程の母の傷の様子と見比べるという一節では『今昔』は、

女先ヅ兄ガ乗レル所ノ馬ノ頭、面ノ傷レ破レテ血ノ流ル形ヲ見テ、其ノ母ノ被傷レタリツル形ニ見合ハスルニ違フ事无シ。

とする。この中の「血流レタル形」以下が『冥報記』の高山寺本・知恩院本では単に「状」となっている。同じ部分が大正新修大蔵経の対校甲本（大日本続蔵経本）では「流血如見其母傷」、前田家本では「流血状如其見母傷状」と、いずれも、「流血」のことが見える。同じところが『類集抄』では、「流血状如見其母傷状」となっていて、前田家本や『今昔』の表現と一致する。

第49段では、殉死を強いられた奴婢が、冥途より帰ることを許された後、冥界の官府の内をのぞく場面があるが、『今昔』では、

我レ屏ノ外ニシテ伺テ事ノ有様ヲ見ルニ宮ノ内ノ人、此ノ主ヲ守リ衛メル人ニ問ヒテ云ク

とあるのを、『類集抄』では、

奴従二屏外一窺レ之見、宮内。問二守衛人一曰　（返り点・句点は引用者による）

となっている。この「内」の字が他の『冥報記』の本文には見られない。『今昔』の本文もこの「内」の字の存在によって導き出されたと理解することが出来よう。

こうした細かな差異は第50段にもあって、法華経を書写供養した功徳で、同学の僧が地獄の苦しみから免れたのを神が教える所が『今昔』では、

汝ヂ彼ノ同学ノ為ニ始メテ経ノ題目ヲ書シニ彼レ既ニ苦ヲ免レニキ

となってる。ここが『類集抄』では、

師為写経始書。題目彼已脱免

とある。この「書」の字が前田家本以外は、「盡」となっている。

一方『類集抄』と『今昔』との不一致もいくつか見られる。第49段では「経唄」の「唄」の字が、『類集抄』では「且」、前田家本では「咀」となっている。これは「貝」と「且」の類似からくる相互の誤写関係を思わせる。第50段では『類集抄』の独自本文で、1カ所問題がある。同学の僧の一人が地獄にいるという所、『今昔』では

一人ハ地獄ニ有リ極テ罪重クシテ不可見ズ

とあるのが、『類集抄』では「一人重罪在獄不可喚」と「重罪」と「在獄」の順序が逆になっていて、「見」の字も「喚」にかわっている。後者の異同は、『今昔』（大系本）の頭注に類話として引く『法華伝記』巻八(12)と『法華験記』下巻書写第三(17)でも、『類集抄』と共通しているので、あながちに誤写とも言いきれない。

このようにわずか三つの話ながら、『今昔』と『類集抄』及び他の『冥報記』の本文とを比較してみたが、『類集抄』が前田家本と近いということも、『今昔』と共通して一致する例があることによって一層強く裏づけられる。

前田家本はその乎己止点の系統（興福寺喜多院系）などから、興福寺関係の僧侶によって書写されたものとされている。[9]『類集抄』に引かれている『冥報記』の本文は、その前田家本に非常に近いものであるが、誤写以外にも若干の異同がある。しかもこれまで『今昔』が依拠した『冥報記』の本文に最も近いとされていた前田家本にもない、『今昔』との一致部分がある。このことは、興福寺に前田家本以外の『冥報記』の伝本、それも『今昔』の編者が用いた『冥報記』の本文に極めて近いものが伝わっていた可能性をより高めるのではないだろうか。

また『今昔』の表現に関しても、先に見たごくわずかな例からうかがえる限りにおいても、編者による付加・改変などを、現在残っている資料のみによって判断することの危険性を知ることができるように思われる。今後『今昔』の表現をより厳密に分析し把握していくためには、対照する本文のより一層の吟味が不可欠になってくることだろう。[10]

おわりに

『類集抄』に関しては、編者の確定、転写過程、伝本の移動のあとづけなど、外部的な問題も残されているが、それに劣らず『今昔』とのかかわりあいも含めて、内容を更に深く検討していくことが今後の重要な課題である。この論文においては、紙数の制限もあってその点を十分に論ずることができなかった。これを研究の出発点として、本文全体の紹介を含めて、より一層の深化と発展を後考に期したい。

注

(1) 田口和夫氏「今昔物語集『鈴鹿本』興福寺内書写のこと」『説話』第六号（昭和53年5月）
(2) なおこれに先だつ3行は、前に記される『法相宗名目科』一巻の解説の混入で、ここでは省略した。
(3) 本学国史学科の大石雅章氏の御教示による。
(4) 龍谷大学仏教学科の新倉和文氏の御教示による。
(5) 『今昔』の成立年次をさらに引き下げる説もある。（今野達氏「鯖の木の話―成立と伝承―」『日本の説話』2《東京美術　昭和48年》など）が、かりに今野氏の説をとるとしても久安二（一一四六）年以降で、やはり蔵俊と同時代となる。
(6) 前述蔵俊の著述態度との共通性に注意したい。
(7) 川口久雄氏「冥報記と今昔物語集等について」『金沢大学法文学部論集』文学篇14（昭和41年）
宮田尚氏「今昔物語集と冥報記(一)―李大安蘇生譚をめぐって―」『国文学研究』第九号（昭和48年）
(8) 注(7)の川口氏論文による。
(9) 同右。
(10) 小峯和明氏「『今昔物語集』漢文出典話の表現方法―霊験への眼―」（『論纂説話と説話文学』《笠間書院　昭和54年》所収）の〔付記1〕に尊経閣文庫蔵『三宝感応要略録』の紹介があり、読稿が期待される。

（大学院学生）